

美しが丘西保木自治会弔慰金等支給細則

第1条 会員が死亡したときは、班長は会長に報告するものとする。

第2条 会員が死亡したときは、会からその遺族に対して、弔慰金を贈り弔意を表す。

(1) 弔意金の額 5,000円

第3条 火災、風水害等による被災見舞金については、そのつど役員会で協議、決定する。

第4条 本細則に定めなき事項が発生した場合は、会長、副会長の協議により決定する。

附 則

この細則は、平成9年4月20日より施行する。